平成２０年（フ）第５９号
愛媛県四国中央市上分町1212番地
破産者　長優製紙株式会社
１　期日　平成21年10月19日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月27日　松山地方裁判所西条支部
平成１７年（フ）第２０９号
岩手県一関市川崎町薄衣字町裏２番地
破産者　株式会社丸卓建設
１　期日　平成21年９月10日午後４時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月27日　盛岡地方裁判所一関支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成１９年（フ）第２４９号
富山県高岡市能町911番地
破産者　岡野　長藏
異議申述期間　平成21年９月15日まで
平成21年７月28日　富山地方裁判所高岡支部
平成２０年（フ）第２号
山口県宇部市大字東須恵3839番地の１
破産者　宇部運送株式会社
異議申述期間　平成21年９月15日まで
平成21年７月28日　山口地方裁判所宇部支部
平成２０年（フ）第１１７号
愛媛県今治市郷本町３丁目５番６号、旧住所
愛媛県今治市波止浜２丁目７番18号
破産者　青野　信子
異議申述期間　平成21年９月15日まで
平成21年７月28日　松山地方裁判所今治支部
平成１７年（フ）第１０５号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2704番地
破産者　山郷株式会社
異議申述期間　平成21年９月28日まで
平成21年７月27日　大分地方裁判所日田支部

特別清算協定認可

平成１９年（ヒ）第３０３９号
大阪市天王寺区大道２丁目13番14号
清算株式会社　株式会社しき
１　決定年月日　平成21年７月23日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　本件における協定債権の定義
平成19年10月２日(特別清算開始決定日)までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする
第２　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
１　協定債権
⑴　確定協定債権者総数　５名
⑵　未確定協定債権者総数　０名
⑶　確定協定債権総額　金753,118,177円
（内訳）
元本　金718,738,755円
利息・遅延損害金
（開始決定日以前のものに限る）
金34,379,422円
２　権利の変更の一般的基準
⑴　全ての協定債権について、協定の認可決定確定後、元本及び特別清算開始決定日までの利息及び損害金の0.358％に相当する金額を各債権者に対し、弁済する。なお、前記配当率で振り分けきれなかった残額については各協定債権元本額に応じて、各協定債権者に対し按分し、弁済する。
⑵　各協定債権について、協定債務者が前記記載の金額を弁済したときは、残協定債権全額について免除を受ける。
⑶　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定によって行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　個別条項
⑴　権利の変更
協定債権の、変更前の権利の内容は、別表の「確定債権額」欄記載のとおり、変更後の権利内容は、同表中の「弁済額」欄記載のとおりである。
⑵　弁済の方法
別表の「弁済額」欄記載の金額を「弁済方法」欄記載の通り支払う。
４　未確定の協定債権に対する措置
未確定の協定債権はない。
５　弁済に関する事項
⑴　弁済時期
全ての協定債権者について、協定が認可確定したときから１ヶ月以内に、第２条２項⑴による免除前の元本及び開始決定日まで利息・損害金の0.358％に相当する金額及び前記配当率で振り分け切れなかった残額を各協定債権元本額に応じて、各協定債権者に対して按分した金額の合計額を一括弁済する。
⑵　弁済方法
協定における弁済は、協定債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法その他適切な方法により支払う。なお、振込送金費用等は、協定債権者が負担する。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２０６号
千葉県千葉市美浜区高洲３丁目23番２号
再生債務者　株式会社シービック
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号新東京ビル225区　東京丸の内・春木法律事務所　弁護士　長沢美智子
平成21年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成１９年（再）第２号
東京都中央区新川１丁目19番７号
再生債務者　株式会社エヌエスジャパン
主文　平成19年１月４日にした監督命令を取り消す。
平成21年７月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第１９９号
茨城県神栖市大野原３丁目９番８号
再生債務者　マル平ストア株式会社
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年８月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年９月29日から平成21年10月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第３８号
東京都品川区南品川５丁目11番45号
再生債務者　株式会社恒陽社印刷所
特別調査期間　平成21年８月27日から平成21年８月28日まで
平成21年７月24日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第４６号
大阪府大阪市北区堂島浜１丁目４番４号
再生債務者　ニチモ株式会社
特別調査期間　平成21年９月３日から平成21年９月４日まで
平成21年７月27日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第４８号
福井県越前市大虫町７号２番地
再生債務者　木原建設株式会社
特別調査期間　平成21年８月20日から平成21年８月21日まで
平成21年７月27日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第８９号
東京都中央区日本橋浜町１丁目４番15号
再生債務者　泰道リビング株式会社
特別調査期間　平成21年８月27日から平成21年８月28日まで
平成21年７月24日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（再）第１１０号
東京都世田谷区北沢５丁目24番21号
再生債務者　株式会社ベルニコ
特別調査期間　平成21年９月３日から平成21年９月４日まで
平成21年７月27日
東京地方裁判所民事第20部